

# 末延財団グローバル比較法プログラムに関する細則

[令和6年2月21日制定]

神戸大学法学部規則第21条の規定に基づき、神戸大学法学部に末延財団グローバル比較法プログラムを設置するのに必要な事項を定めるため、この細則を制定する。

## (設 置)

第 1 条 公益財団法人末延財団の寄附に基づく寄附講座である末延財団グローバル比較法講座の教育プログラムとして、神戸大学法学部（以下「法学部」という。）に履修プログラムとして末延財団グローバル比較法プログラム（以下「本プログラム」という。）を設置する。

## (修了要件)

第 2 条 本プログラムを修了するためには、別表に定める授業科目を、別表に定める単位数修得しなければならない。

## (修了認定)

第 3 条 本プログラムの修了認定は、各学期末に行う。

2 本プログラムの修了認定を受けようとする者は、修了認定を受けようとする学期の指定された期間内に、神戸大学法学部長（以下「法学部長」という。）に対し、修了認定の申請をしなければならない。この申請は、修了認定を受けようとする者が法学部に在学している間でなければならない。

3 法学部長は、前項の申請をした者が前条に定める修了要件を満たしていると認めるときは、教授会の議を経て、当該申請をした者について本プログラムの修了を認定する。

4 前項の認定があったときは、神戸大学オープンバッジの発行に関する申合せ（令和4年11月2日大学教育推進委員会決定）の定めるところにより、当該認定を受けた者に当該学期末にオープンバッジを発行する。

## (雑 則)

第 4 条 この細則に定めるもののほか、本プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

## 附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

## 別表（第2条関係）修了要件

| 必修・選択<br>必修の別 | 授業科目の区分       | 授業科目名                                   | 単位数 | 必要修得<br>単位数 |
|---------------|---------------|---|-----|-------------|
| 必修            | プログラム<br>専門科目 | プログラム講義 Global and Comparative Law      | 2   | 2           |
| 選択必修          |               | 学部教務委員会が別に指定する科目                        |     | 2           |
| 選択必修          | 法律英語科目        | プログラム講義 Introduction to Legal English 1 | 2   | 4           |
|               |               | プログラム講義 Introduction to Legal English 2 | 2   |             |
|               |               | プログラム講義 Advanced Legal English 1        | 2   |             |
|               |               | プログラム講義 Advanced Legal English 2        | 2   |             |